

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（仮称）」に関する意見書

現在、神奈川県では、受動喫煙による健康影響を防止し、県民の健康を守ることを目的として、不特定多数の者が出入りする公共的施設において受動喫煙防止対策を徹底する「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（仮称）」の制定に向けて検討が進められており、9月9日には本条例骨子案を発表したところである。

策定に際して、県ではホームページ等によるパブリックコメントを始め、たばこ製造事業者や旅館、ホテル経営者との懇談会等を行ったとのことだが、規制対象施設には、多くの愛煙家が利用している居酒屋やパチンコ店、マージャン店等の遊技・娯楽施設等が含まれることもあり、いまだ喫煙者、非喫煙者、たばこ小売業者、規制対象施設の管理者等から、本条例の賛否をめぐる様々な意見が出されている。

よって、県におかれては、「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（仮称）」の制定に当たっては、県民や事業者等の意見を十分聴取し、それらを踏まえた上で真摯に議論を行い、喫煙者、非喫煙者双方が共存できるバランスのとれた制度とされるとともに、受動喫煙防止のための施設改修に要する費用に対し十分な配慮を行うことを検討されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

神奈川県知事 あて

独立行政法人都市再生機構の家賃改定等に関する意見書

独立行政法人都市再生機構が管理する賃貸住宅では居住者の高齢化と低所得化が進行している。

これら賃貸住宅は、平成16年7月に都市基盤整備公団から引き継がれたが、独立行政法人都市再生機構法に対する衆議院附帯決議で「賃貸住宅の家賃の設定及び変更にあたっては、居住者にとって過大な負担とならないよう家賃制度や家賃改定ルールに対する十分な配慮に努めること。特に、低所得の高齢者等に対する家賃の減免や建替えに伴う急激な家賃の上昇の抑制については、居住者が安心して住み続けることが出来るよう十分に配慮すること。」が求められている。

また、平成19年6月に成立した住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の衆議院附帯決議では「同機構の管理する賃貸住宅について、住宅確保要配慮者の居住の安定を図る観点から入居者負担や入居者選考に係る適切な配慮を行い、住宅セーフティネットとしての役割の充実に努めること。」が求められている。

しかしながら、継続居住者の家賃については3年ごとに改定しており、平成21年4月の家賃改定は当面延期することとなったが、本市には7,500戸を超える独立行政法人都市再生機構の管理する賃貸住宅があり、居住者の間には不安の声が高まっている。

よって、国及び独立行政法人都市再生機構におかれては、これらの附帯決議を遵守し居住者の居住の安定を図るため、万全の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あて
総 務 大 臣
国 土 交 通 大 臣
独立行政法人都市再生機構理事長

「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書

近年の労働環境の大きな変化により、「ワーキングプア」、「ネットカフェ難民」等、新たな貧困や社会問題が広がっている。障害を抱える人々や社会とのつながりがつくれない若者等、働きたくても働けない人々の増大は、日本全体を覆う共通した課題である。

一方、NPOや協同組合、ボランティア団体等、様々な非営利団体は、地域の課題を地域住民自ら解決することを目指し事業展開している。こうした中で、参加者が協同で出資し、協同で経営し働く「協同労働の協同組合」が、働くことを通じて、人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生を目指す活動を続けており、社会問題解決の手段の一つとして、大変注目を集めている。

しかし、現在、この協同組合には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として入札・契約ができない、社会保障の負担が働く個人にかかる等の問題がある。

既に欧米では、資金と労働力を持ち寄り、参加者全員が経営者として働く、労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されている。

誰もが希望と誇りを持ち、安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくり、人や社会とのつながりを感じる働き方を目指す「協同労働の協同組合」は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くことや生きることに関難を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事を起こし、社会に参加する道を開くものである。

よって、国におかれては、社会の実情を踏まえ、雇用・労働と地域活性化の課題解決の有力な制度として、「協同労働の協同組合法（仮称）」を速やかに制定されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

こう着状態の北朝鮮による拉致問題の早期解決を求める意見書

北朝鮮は、拉致問題に関して調査委員会を設置して生存者を発見し、帰国させるための全面的な調査を行うことを約束した。しかしながら、これまでのところ被害者の再調査に着手しないなど、誠実な態度を取っておらず、進展が見られない。こう着状態になっている拉致問題は国際的な人道・人権かつ我が国の主権の侵害であり、その解決は不可欠である。こうした中、11月には拉致被害者の御家族が亡くなる等、拉致被害者の親世代の高齢化も進んでいる。

このような状況において、5都県知事が「北朝鮮による拉致被害者を救出する知事の会」を結成し、北朝鮮への圧力の強化や、オバマ次期米国大統領に協力を求め、早急な全面解決に向け全力で取り組むことを求める要望書を国に出す等、北朝鮮の拉致問題に対する非協力的な姿勢を前に、関係国との協力等による早期解決を求める声が、国内各地で一層高まっているところである。本市にとっても、市内に拉致被害者の御家族がお住まいであり、一日も早い解決が待たれている。

よって、国におかれては、拉致被害者の御家族を始め、国民各層、各地域からの思い、要望を真しに受け止め、関係国と連携を密にしながら、拉致問題の解決に全力を挙げて取り組むよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆	議	院	議	長	
参	議	院	議	長	
内	閣	総	理	大	臣
総	務	大	臣		あて
外	務	大	臣		
防	衛	大	臣		
内閣官房長官（兼拉致問題担当大臣）					

「駐車規制及び駐車許可制度の運用の見直し」に関する意見書

平成19年2月6日に警察庁から各都道府県警察本部あてに、「駐車規制及び駐車許可制度の運用の見直し」に関する通達が出され、神奈川県では同年9月1日から施行された。

内容は、駐車禁止除外について、①除外措置の対象とする車両の見直し、②身体障害者等の対象範囲等の見直し、③除外標章の交付対象の見直しである。

現在、身体障害者手帳を持っている方で、視覚障害2級、下肢障害4級、体感機能障害3級、内部障害3級以上で、歩行困難と認められるもののほか、重度の知的障害の方と同居し、介護する方について、公安委員会から交付された標章を掲示すれば、駐車禁止区域内、法定禁止区域（駐停車禁止区域内などを除く。）でも、ほかの交通の妨害とならない限り駐車が認められている。

この度の身体障害者等の対象範囲等の見直しは、平衡聴覚障害の3級までが新たに認められたものの、下肢障害については4級まで認められていたものを3級の1までに縮小し、すでに標章が発行されている方については、施行日から3年間に限り引き続き駐車が認められるというものである。

川崎市内では、廃止の影響が及ぶ対象者数は約4,000人とみられるが、下肢障害の3級の2、3級の3及び4級の方が、駐車スペースに限りのある障害者施設を利用する場合、遠く離れた有料駐車場に車を止めて、長い距離を歩くことは困難である。許可が取り消された場合、経済的にも身体的にも新たな負担を強いられることから、障害を持つ方々からも見直しの中止を求める声が寄せられている。

よって、国におかれては、これらの事情を勘案し、現在認められている下肢障害4級までの方については、今後も許可を継続するため通達を改訂されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

厚生労働大臣

警察庁長官

保育のセーフティーネット構築を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 20 年 12 月 9 日

川崎市議会議長 鏑 木 茂 哉 様

提出者 川崎市議会議員 嶋 崎 嘉 夫

〃 潮 田 智 信

〃 小 林 貴美子

〃 佐々木 由美子

〃 吉 沢 章 子

保育のセーフティーネット構築を求める意見書

10月31日、首都圏を中心に保育所や学童クラブなどを運営する事業者が、経営難を理由に突然施設の運営を停止するという事態が起きた。川崎市においても、同事業者の運営する施設は、認可保育所2か所、認可外保育施設2か所の計4か所があり、入所児童や保護者はもとより、多くの市民に多大な不安をもたらした。

少子化が進行する中、女性の就労機会が増大するとともに、育児休業制度の普及に伴い、出産後も継続して就労を希望する傾向が強くなっていることなどから、年々保育所の利用希望が増大している。

川崎市においても、平成19年7月に策定した「保育緊急5か年計画」に基づき、認可保育所の整備を中心として保育の受入れ枠の拡大を図ってきたが、平成20年4月現在で、583人の待機児童が生じており、今後も保育所等の整備に力を注いでいかなければならない。また、就労形態の多様化に伴い、長時間の延長保育、一時保育、休日保育等の多様な保育サービスも求められている。

このような中、早急に待機児童を解消するとともに、これらの多様な保育ニーズに応えていく過程で、社会福祉法人に加え、株式会社や特定非営利活動法人等、様々な運営主体の保育事業への参入が想定されているが、一方では今回のように、経営の悪化により施設が閉鎖され、入所児童の保育に空白が生じることが懸念される。

よって、国におかれては、安心して就労し、子育てをすることができる地域社会づくりのため、保育のセーフティーネットの構築に向けて、法体系の整備やガイドラインの策定等の対策を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

意見書案第 31 号

全児童を対象とした放課後児童健全育成事業に対する財政措置を求める意見書
案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 20 年 12 月 9 日

川崎市議会議長 鏑 木 茂 哉 様

提出者 川崎市議会議員 嶋 崎 嘉 夫

〃 潮 田 智 信

〃 小 林 貴美子

〃 佐々木 由美子

〃 吉 沢 章 子

全児童を対象とした放課後児童健全育成事業に対する財政措置を求める意見書

国では、平成19年度から厚生労働省、文部科学省連携の下、総合的な放課後対策として、放課後に児童が安全かつ安心して過ごすことができる社会環境の整備を重要な課題として捉え、「放課後子どもプラン」を創設し、その推進を図っている。

一方、本市では、就業形態の多様化や核家族化の進行により、従来の留守家庭児事業（放課後児童健全育成事業）では、施設の利用を希望するすべての市民の方々に応えることができないという課題があった。これを解決するため、これまでの事業の機能を包括し、小学校施設を活用した全児童対象の放課後対策事業である「わくわくプラザ事業」を、国に先駆けて平成15年4月からすべての市立小学校の敷地内で実施している。

しかしながら、放課後児童健全育成事業の補助金は、これまでと同様に「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」のみを対象としており、すべての児童を対象とした事業を併せて行う場合には、間仕切り等で区切られた専用スペース等を設けなければならないとの要件を満たさない「わくわくプラザ事業」における施設は国庫補助の対象とならない。

また、平成22年度からは、放課後児童健全育成事業実施施設の規模が71人以上の場合、補助の対象から外れることとなっているが、この要件を満たすためには、施設を複数設置しなければならず、学校敷地内でのスペースの確保や経費が必要となり、大変困難な状況である。

少子化の時代状況の中、特に都市部における放課後対策は、多数の施設利用希望者と多様なニーズに対応するため、すべての小学生を対象としてその健全な育成を図るべきものである。

よって、国におかれては、地方分権改革の趣旨に則り、地域の実情に応じた実施形態を幅広く認め、国庫補助制度の要件を緩和されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

意見書案第 32 号

公的保育制度の堅持・拡充、保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 20 年 12 月 10 日

川崎市議会議長 鏑 木 茂 哉 様

提出者	川崎市議会議員	竹 間 幸 一
	〃	市 古 映 美
	〃	佐 野 仁 昭
	〃	宮 原 春 夫
	〃	石 田 和 子
	〃	斉 藤 隆 司
	〃	石 川 建 二
	〃	井 口 真 美
	〃	勝 又 光 江
	〃	大 庭 裕 子
	〃	猪 股 美 恵

公的保育制度の堅持・拡充、保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書

急激な少子化の進行、児童虐待等子育て困難が広がる中で、安心して子どもを産み育てられる環境の整備が切実に求められており、保育・学童保育、子育て支援への期待がかつてなく高まっている。また、第169回通常国会で、「現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める請願書」が衆参両院において全会派一致で採択されたことは、こうした国民の声の反映にほかならない。

政府は、国を挙げて次世代育成支援、少子化対策に取り組むとしながら、一方で公立保育所運営費の一般財源化や保育予算の削減、公立保育所廃止・民営化の推進、幼稚園・保育所の現行基準を大幅に切り下げて認可外施設も認める「認定こども園」制度を推進し、保育の公的責任と国の基準（ナショナルミニマム）を後退させ、公的保育制度をなし崩しにしようとしている。これらは、国会で採択された請願内容と大きく矛盾するものである。

必要なのは、すべての子どもたちの権利を保障するために、請願の趣旨及び請願項目を早急に具体化し、国・自治体の責任で保育・学童保育、子育て支援施策を大幅に拡充することである。

よって、国におかれては、以上を踏まえ、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 現行保育制度を堅持・拡充し、直接入所方式や直接補助方式を導入しないこと。
- 2 保育所最低基準、幼稚園設置基準を堅持し、抜本的に改善すること。
- 3 保育所、幼稚園、学童保育、子育て支援施策関連予算を大幅に増額すること。
- 4 子育てにかかわる保護者負担を軽減し、労働時間の短縮等仕事と子育ての両立のための環境整備を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

少子化対策担当大臣

介護報酬の大幅な引き上げと介護の人材確保を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 20 年 12 月 10 日

川崎市議会議長 楠 木 茂 哉 様

提出者 川崎市議会議員 潮 田 智 信

〃 竹 間 幸 一

〃 佐々木 由美子

〃 猪 股 美 恵

〃 飯 塚 正 良

介護報酬の大幅な引き上げと介護の人材確保を求める意見書

介護を社会的に支えるとして平成12年度から介護保険制度が始まったが、平成18年度の介護保険法改正により利用が抑制され、「老老介護」に疲れ果てた高齢者夫婦の痛ましい無理心中事件も起きるなど、高い保険料を負担しながら、必要な介護サービスを受けられない事態が発生し、介護が必要な人を社会的に支えるという当初のもくろみと異なる深刻な現状となっている。また、平成15年度、平成18年度と相次ぐ介護報酬の切り下げで、介護従事者の賃金は生活できない水準にまで下がってきており、介護サービスを提供する事業者は、慢性的な人手不足に苦しんでいる。介護従事者の1年間（平成18年10月から平成19年9月まで）の離職率は21.6%となり、深刻な社会問題となっている。

厚生労働省は、平成21年度の改定で介護報酬を3%引き上げ、介護人材の増強を図る方向であるが、この間の相次ぐ介護報酬の引き下げ幅を回復するには十分とは言えず、介護従事者の賃金の引き上げに直結するとは言えないものである。

これらの介護保険制度の厳しい現状を改善するためには、介護保険への国庫負担割合を引き上げることが必要であり、全国市長会や全国町村会においても、同様の要望をしているところである。

よって、国におかれては、介護保険制度の充実と円滑な運営を図るため、介護保険料に転嫁しない介護報酬の大幅な引き上げを行うとともに、労働環境の改善等実効ある介護人材確保策を緊急に講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

障害者自立支援法の抜本改正を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 20 年 12 月 10 日

川崎市議会議長 楠 木 茂 哉 様

提出者	川崎市議会議員	竹 間 幸 一
	〃	市 古 映 美
	〃	佐 野 仁 昭
	〃	宮 原 春 夫
	〃	石 田 和 子
	〃	斉 藤 隆 司
	〃	石 川 建 二
	〃	井 口 真 美
	〃	勝 又 光 江
	〃	大 庭 裕 子
	〃	猪 股 美 恵

障害者自立支援法の抜本改正を求める意見書

障害者自立支援法が施行されて２年余りが経過した。来年度は同法の規定に基づき、「３年後の見直し」を行う年に当たる。

国は、来年の通常国会に同法の改正案を提出するとしているが、多くの当事者団体、利用者から、応益負担による負担増、事業者の経営難、職員の厳しい労働条件等の問題点が指摘されており、これらは法律の根幹にかかわる問題で、部分的な手直しでは済まないことは明らかである。

よって、国におかれては、すべての障がい者が人間らしく生きる権利を真に保障するために、障害者自立支援法の改正において、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- １ サービス利用料は応能負担とし、住民税非課税世帯等の低所得者は無料とすること。
- ２ 正規職員を中心に配置できるようにする等事業所に対する報酬を大幅に引き上げ、支払い方式は月額制にすること。
- ３ 入所型の施設や医療ケアを必要とする人たちへの支援、グループホームを始めとする暮らしを支える支援策を拡充すること。
- ４ 障がいのある子どもの発達を保障するため、契約制をやめ、公的責任で適切な福祉サービスを無料で利用できるようにすること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

厚生労働大臣